

森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第3条 （略） （補助金の交付の申請等） 第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号又は第2号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、別表第1の事業区分（1）及び（2）については、補助事業が完了した後に速やかに提出することとする。 2 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別表第1の事業区分（1）及び（2）については、別記第1号様式によるものとし、当該補助金等交付申請書をもって規則第11条第1項の補助事業等実績報告書に代えるものとする。同事業区分（3）については、別記第2号様式によるものとする。なお、申請に当たっては、別表第3に基づく書類等を添付するものとする。 第4条3～第6条（略） （補助金の変更の承認申請） 第7条 補助事業者は、別表第1の事業区分（3）について、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、速やかに、別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。 2 前項の変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。 （1）補助事業の中止又は廃止 （2）補助事業の実施箇所の変更 （3）補助金額の増加又は30パーセント以上の補助金額の減少 （遂行状況報告） 第8条 補助事業者は、別表第1の事業区分（3）に係る規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第4号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。	第1条～第3条（略） （補助金の交付の申請等） 第4条 <u>補助金の交付の申請は、補助事業が完了した後に速やかに行わなければならない。</u> 2 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記様式によるものとし、当該補助金等交付申請書をもって規則第11条第1項の補助事業等実績報告書に代えるものとする。なお、申請に当たっては、別表第3に基づく書類等を添付するものとする。 第4条3～第6条（略） 【新設】 【新設】

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別表第1の事業区分(3)については、別記第5号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助の条件に違反したとき。

(2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助事業の完了の翌年度から起算して5年以内に、補助事業を対象とした林地を他の目的に転用若しくは皆伐をした場合又は知事の承認を得て財産の処分をする場合。ただし、公用、公共用、天災等のやむを得ない事由による場合は、減免について協議することができるものとする。

(4) 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき。

(書類の提出)

第11条 知事に提出する書類は、別表第1の事業区分(1)及び(2)については、当該施行地を管轄する林業事務所の長(嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、嶺北林業振興事務所長)を経由して正副2部を提出しなければならない。

別表第1の事業区分(3)については、林業振興・環境部 木材増産推進課長に提出しなければならない。

【新設】

(補助金の返還)

第7条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助の条件に違反したとき。

(2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助事業の完了の翌年度から起算して5年以内に、補助事業を対象とした林地を他の目的に転用若しくは皆伐をした場合又は知事の承認を得て財産の処分をする場合。ただし、公用、公共用、天災等のやむを得ない事由による場合は、減免について協議することができるものとする。

(4) 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき

(書類の提出)

第8条 知事に提出する書類は、当該施行地を管轄する林業事務所の長(嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、嶺北林業振興事務所長)を経由して正副2部を提出しなければならない。

(グリーン購入) 第 12 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。 (情報の開示) 第 13 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。 (委任) 第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 28 日から施行し、平成 21 年度の補助金から適用する。 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 10 条及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附則 （略） 附 則 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の補助金から適用する。	(グリーン購入) 第 9 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。 (情報の開示) 第 10 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。 (委任) 第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 28 日から施行し、平成 21 年度の補助金から適用する。 2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条及び第 10 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附則 （略） 【新設】
---	--

別表第1（第3条関係）

事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助の要件
森の工場活性化対策事業				
（1）間伐材搬出支援事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等	人工林に係る間伐の実施、搬出及び運搬に要する経費	定額 素材及びチップ等端材1立方メートル当たり700円以内。上限は1ヘクタール当たり80立方メートルとする。なお、チップ等端材1トンは、1.2立方メートルとする。	市町村森林整備計画における特に効率的な施策が可能な森林の区域内かつ森の工場内における事業であること。 ただし、（1）及び（2）の事業については、造林事業等において、補助事業量が確定したものに限る。
（2）作業道整備事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等	森林整備及び効率的な作業システムに必要な作業道の開設に要する経費	定額 ただし、造林事業又は木材安定供給推進事業（以下、造林事業等という。）に当事業の補助金を加えた合計額が事業費（実行経費）を上回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内とする。 ア 幅員3.0メートル未満1メートル当たり200円以内 イ 幅員3.0メートル以上1メートル当たり800円以内	
（3）低コスト再造林実証支援	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等	低コスト再造林の実証データを取得するための経費 （高知県森の工場活性化対策事業実施要綱に基づく）	定額 2,000千円/1件。 ただし、造林事業等に当事業の補助金を加えた合計額が事業費（実行経費）を上回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内とする。	

別表第1（第3条関係）

事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助の要件
森の工場活性化対策事業				
（1）間伐材搬出支援事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等	6から12齢級までの人工林に係る間伐の実施、搬出及び運搬に要する経費	定額 素材及びチップ等端材1立方メートル当たり900円以内。ただし、下限は1ヘクタール当たり30立方メートル、上限は1ヘクタール当たり80立方メートルとする。なお、チップ等端材1トンは、1.2立方メートルとする。	市町村森林整備計画における特に効率的な施策が可能な森林の区域内かつ森の工場内における事業であること。
（2）作業道整備事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等	森林整備及び効率的な作業システムに必要な作業道の開設に要する経費	定額 ただし、造林事業又は木材安定供給推進事業に当事業の補助金を加えた合計額が事業費（実行経費）を上回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内とする。 ア 幅員3.0メートル未満1メートル当たり200円以内 イ 幅員3.0メートル以上1メートル当たり800円以内	

別表第 2 （略）			別表第 2 （略）		
別表第 3（第 4 条関係） 添付書類等の内容			別表第 3（第 4 条関係） 添付書類等の内容		
事業区分	添付書類等	添付書類等の内容	事業区分	添付書類等	添付書類等の内容
森の工場活性化対策事業		造林事業等で確認できるものについては、省略することができる	森の工場活性化対策事業		造林事業等で確認できるものについては、省略することができる
(1) 間伐材搬出支援事業	○積算根拠資料	ア 造林事業及び木材安定供給推進事業の搬出材積集計表 イ 実行経費が確認できるもの	(1) 間伐材搬出支援事業	○積算根拠資料	ア 造林事業及び木材安定供給推進事業の搬出材積集計表 イ 実行経費が確認できるもの
	○施業地位置図	間伐施業区域が確認できる 5,000 分の 1 の図面及び 50,000 分の 1 の位置図		○施業地位置図	間伐施業区域が確認できる 5,000 分の 1 の図面及び 50,000 分の 1 の位置図
(2) 作業道整備事業	○積算根拠資料	ア 実行経費が確認できるもの イ 査定設計書	(2) 作業道整備事業	○積算根拠資料	ア 実行経費が確認できるもの イ 査定設計書
	○施工地位置図	延長、線形等の設置位置が確認できる 5,000 分の 1 の図面及び 50,000 分の 1 の位置図		○施工地位置図	延長、線形等の設置位置が確認できる 5,000 分の 1 の図面及び 50,000 分の 1 の位置図
(3) 低コスト再造林実証支援	○実証事業計画書	実証事業の内容が分かるもの	※ 申請書を提出する際は、電子データも併せて提出してください。		
	○施工位置図	実証事業区域が確認できる 5,000 分の 1 の図面及び 50,000 分の 1 の位置図			
※ 申請書を提出する際は、電子データも併せて提出してください。					

第2号様式（第4条関係）

第2号様式（第4条関係）										年 月 日	
高知県知事										様	
住所 事業体名称 代表者 (生年月日: 年 月 日)											
年度高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付申請書 (低コスト再造林実証支援)											
高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金を交付されるよう下記の関係書類を添えて申請します。										円	
記											
1 事業の目的											
2 事業計画書（様式2-1のとおり）											
3 収支計画書（様式2-2のとおり）											
4 事業着手予定年月日 年 月 日											
5 事業完了予定年月日 年 月 日											
6 振込先											
金融機関: 銀行 支店											
預金種目: 普通 当座 その他（いずれかに○をして下さい。）											
口座番号:											
口座名義: (フリガナ)											
7 その他（別表第3に基づく添付書類等）											
(注) ・県税の滞納がないことを証明する書類として、県下の県税事務所が発行する「納税証明書」又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）を添付すること。											
※1: 高知県総務部税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式											
※2: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等											
・県税の納付義務がない場合は本人からの申立書											
・県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証明する書類として、別紙4を添付すること。											

【新設】

様式2-1

事業計画書

●事業実施主体及び事業地に関すること

事業実施主体名	
森の工場名	
事業地の所在地	林小班

●事業実施に関すること

事業名	事業費	事業費内訳			備考
		森の工場活性化対策 事業補助金	造林事業等補助 金	その他	
	円	円	円	円	
低コスト再造林実証支援					
計					

(注) 1 事業費内訳のその他とは、事業主体負担金等をいいます。
2 高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱第4条第3項に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

【新設】

様式 2-2

收支計畫書

1 收入

單位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
造林事業等補助金		
そ の 他		
計		

2 支出

單位：円

事業区分	予 算 額	備 考
計		

【新設】

第 3 号様式（第 7 条関係）									
第 年 月 日									
高知県知事 様									
住 所									
補助事業者氏 名									
年度高知県森の工場活性化対策事業費補助金変更等承認申請書 （低コスト再造林実証支援）									
年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定） の通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更（追加・廃止）したいので、 高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添 えて申請します。									
記									
1 変更等の理由									
2 補助金交付申請累計額 金 円 （ 今回増減額 金 円 ）									
3 事業変更等計画書（様式 3－1 のとおり）									
4 収支変更等計画書（様式 3－2 のとおり）									
5 変更後の事業完了予定年月日 年 月 日									

【新設】

事業変更等計画書

●事業実施主体及び事業地に関すること

事業実施主体名	
森の工場名	
事業地の所在地	林小班

●事業実施に関すること

事業名	事業費	事業費内訳			備考
		森の工場活性化対策 事業補助金	造林事業等 補助金	その他	
	円	円	円	円	
低コスト再造林実証支援					
計					

(注) 1 事業費内訳のその他とは、事業主体負担金等をいいます。
2 高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱第4条第3項に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。
3 変更箇所については、変更前(上段括弧書き)と変更後(下段裸書き)とを対比し、記入してください。
(変更のない箇所は、対比する必要ありません)

【新設】

様式 3 - 2

収 支 変 更 等 計 画 書

1 収 入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
造林事業等補助金		
そ の 他		
計		

2 支 出

単位：円

事業区分	予 算 額	備 考
計		

注：変更箇所については、変更前（上段括弧書き）と変更後（下段裸書き）とを対比し、記入してください。
（変更のない箇所は対比する必要ありません）

【新設】

第 5 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

（代表者の職・氏名を記入してください。）

年度高知県森の工場活性化対策事業費補助金実績報告書
（低コスト再造林実証支援）

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 実績報告書（様式 5－1 のとおり）

2 収支精算書（様式 5－2 のとおり）

3 事業完了年月日
年 月 日

【新設】

実績報告書

●事業実施主体及び事業地に関すること

事業実施主体名	
森の工場名	
事業地の所在地	林小班

●事業実施に関すること

事業名	事業費	事業費内訳			備考
		森の工場活性化対策 事業補助金	造林事業等 補助金	その他	
	円	円	円	円	
低コスト再造林実証支援					
計					

(注) 1 事業費内訳のその他とは、事業主体負担金等をいいます。
2 高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱第4条第3項に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。

【新設】

別紙 5－2							
		収 支 精 算 書					
1 収入							単位：円
区 分		予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考		
県 補 助 金							
造 林 事 業 等 補 助 金							
そ の 他							
計							
(注)		「予算額」欄は、前回申請書(変更を含む。)に記入したとおりとしてください。					
2 支出							単位：円
事 業 区 分		予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考		
計							
3 県補助金精算							単位：円
補助金交付決定額	精算事業費総額	補助率	精算補助金 (A)	既受領補助金 額 (B)	差引き補助金 未 受 領 額 (A)－ (B)		
4 添付資料							
(1) 契約書、納品書、請求書、伝票等（金額を確認することができる書類の写し）							
(2) 実証事業実績報告書							

【新設】

